

宮城県医師会医師無料職業紹介事業に係る個人情報適正管理規程

宮城県医師会医師無料職業紹介所
——宮城県医師会ドクターバンク——

宮城県医師会医師無料職業紹介所（略称：宮城県医師会ドクターバンク）は、求職登録の個人情報を適正に管理するための事業運営体制を整備することを目的とし、求職者の個人情報の管理につき遵守すべき事項、その他これに関連する事項については、本規程の定めるところによる。

個人情報取扱者の範囲

- 第1条 本所の業務運営に係る個人情報の取り扱う職員の範囲は、職業紹介事業に携わる宮城県医師会総務部総務課の職員とする。
- 第2条 本所の業務運営に係る個人情報の取扱責任者は、職業紹介責任者とするが、事業実施主体である宮城県医師会の個人情報保護方針及び個人情報保護規程に定めるところにより適正な管理を行うものとする。
- 第3条 個人情報を使用できるのは、職業紹介事業の業務上必要不可欠な場合と、労働時間等本人の労働条件に係る事項に限る。
- 第4条 個人情報の保管については、事業実施主体である宮城県医師会の個人情報保護規程に定める個人情報保護責任者の庶務担当常任理事とする。

個人情報取扱者に対する研修

- 第5条 職業紹介責任者は、本所の業務運営に係る個人情報の取り扱う職員に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を年1回実施する。
- 第6条 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識、情報を得よう努めるものとする。

個人情報の開示、訂正等の取扱

- 第7条 個人情報に関して、当該情報に係る本人より個人情報の開示に対し要求があった場合は、遅延なく開示しなければならない。
- 第8条 個人情報に関して、当該情報に係る本人より個人情報の訂正、削除等を求められた場合には、遅延なく行うものとする。また、この訂正で本人に不利益になるような取り扱いは行わない。

苦情に関する事項

第9条 本所における個人情報の取り扱いに関する苦情処理の担当者を職業紹介責任者
佐々木 優 とする。

第10条 苦情処理担当者は、誠意を持って適切な処理を行うこととする。なお、処理にあたっては、庶務担当常任理事と十分に相談のうえ回答する。また、苦情があったことを理由にして、本人の不利益になるような取り扱いをしてはならない。

附 則

本規程は無料職業紹介事業許可日（平成18年10月1日）より施行する。

附 則

本規程は令和2年7月8日より施行する。

平成18年10月1日付規程は、廃止する。

作成日 令和2年7月8日